

午前十時開議

○畠山晋一委員長 ただいまから都市整備常任委員会を開会いたします。

○畠山晋一委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦旧林愛作邸の保存及び活用に向けた駒沢一丁目一番地区の街づくりについて、理事者の説明を願います。

○赤堀世田谷総合支所街づくり課長 それでは、旧林愛作邸の保存及び活用に向けた駒沢一丁目一番地区の街づくりについて御報告いたします。

本件は、文教常任委員会との併せ報告です。

まず、主旨でございます。本取組は、フランク・ロイド・ライト設計の歴史的建造物である旧林愛作邸の現位置保存を実現するためのまちづくりの取組です。

保存に必要な高さ制限の緩和を含め、住民意見を踏まえながら、所有者との協議を進めており、本日は取組状況の御報告をいたします。

2の対象地区です。南側に駒沢公園、西側に駒澤大学がある赤枠の敷地一帯で、現在、住友不動産株式会社が所有しております。

二ページ目を御覧ください。これまでの経緯です。所有者が当該地を取得後、区から現位置保存の要望をし、所有者からは、都市計画制度変更も含めた要望がございました。

こうした協議を踏まえまして、区は、令和六年九月に土地利用の考え方を決定しまして、令和七年度には、上位方針である地域整備方針にも位置づけ、具体的な検討を進めてまいりました。

4、街づくりのルール（案）についてです。都市計画法に基づく地区計画を定めることにより旧林愛作邸現位置保存のためのルール策定を目指しております。詳細は別紙3にも記載しておりますので、あわせて御覧ください。

地区の目標として、旧林愛作邸を現位置で保存・活用することを前提に、周辺市街地に配慮しつつ、良好な住環境を形成することとしております。

具体的には、新設道路の設置や歩行者空間の確保、また、公園や緑地等の配置により良好な住環境の形成を図ります。

三ページを御覧ください。ポイントとなる高さ制限の緩和については、現行では、高さ

十メートルの制限となっている地域ですが、一定の条件を満たす場合に限り、最大二十五メートルまで緩和する案としております。

こちらの高さ以外の項目については、現行の制限と同等か、またはより厳しい制限を設けるルールとしております。これにより、旧林愛作邸の現位置保存を実現するとともに、周辺住環境に配慮した制限により、良好な住環境の形成を図る考えでございます。

続いて、5の意見交換会の実施状況と主な意見です。これまでに実施した周辺住民の皆様等を含めた意見交換会の概要は㊦に記載のとおりです。

意見交換会で周辺住民からいただいている主な意見です。かがみ文に記載しておりますのは、直近で開催した第三回での主な意見です。第一回から二回の意見は別紙4を御覧いただければと思いますが、おおむね毎回同様の御意見をいただいております。

主な意見としては、現位置保存の進め方自体への懸念や妥当性、また、建物の高さ、規模への不安感、交通の増加や住環境への影響はどの程度あるのかという御意見をいただいております。

一方で、保存に向けて賛成意見で、建設的に、よりよい計画となるよう議論をしていきたいという意見も出てきている状況でございます。

四ページを御覧ください。次回意見交換会は八月を予定しております。こちらでは、周辺住民の方々と引き続き意見交換を行うとともに、第三回でお示しした、今回、別紙3でもお示ししておりますルール（案）について、また、周辺住民の皆さんからいただいた御意見に対して、所有者である住友不動産様より事業的な視点も含めた御意見をいただく予定でございます。

最後に、今後の予定でございます。今年度は、意見交換会に合わせて、展示会形式のオープンハウスの実施も検討しております。令和九年度以降、地区計画の決定と、文化財指定に向けた手続に進んでまいりたいと思います。

報告は以上となります。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**たかじょう訓子委員** これは要望ですが、まだそういう段階ではないのか、ちょっと分かりませんので、住友不動産のほう、持っている事業者の方が、本当にこれをやっていただけるのかとか、経営的に困難になった場合の対応とリスクなど、全てにおいて、区はしっかりこれを検証しながら進めていく必要があると思っているので、早い段階からそういうことを示していただきたいと思います。これは要望です。

○関口江利子委員 御説明ありがとうございました。お伺いしたいのは、まず、この物件が文化財の保存を目指していると思うのですが、その見通しみたいなものがもし分かれば教えていただきたいということと、今回、報告があったわけですが、第三回の意見交換会を経ての報告ですが、今後、議会への報告のスケジュールがどのようになっているのか教えてください。

○赤堀世田谷総合支所街づくり課長 文化財指定のスケジュール手続の進捗状況ですが、こちらは教育委員会のほうでも一緒に進めているところでございます。

まだ現段階において具体的にお示しできる見通しは、正直ないところはありますが、国の文化庁と東京都の文化財の担当部署とも、適宜連絡、協議をしながら進めている状況でございます。

二つ目の議会報告のスケジュールに関して、今回報告したものが約一年ぶりとなっておりますが、今後、進めていく中で、スケジュールにも記載のとおり、今年度はルール（案）のたたき台を策定していく、その段階でも、また、しかるべきタイミングで議会にも報告したいと考えております。

○若林りさ委員 高さについて伺いたいのですが、十メートルから二十五メートルになったということですが、もう少し、なぜそうなったのか、資料にもありますが、分かりやすくというか、御説明いただければと思います。

○赤堀世田谷総合支所街づくり課長 高さに関しては、事業者との要望の中でも、高さ二十五メートル以上を事業性の観点から確保いただきたいというものが一つあります。

また、周辺の環境を見ても、こちらは第一種低層住居専用地域ということで高さ十メートルから十二メートルというところですが、周辺のほうに十九メートルというところもございます。その辺りの一帯の環境も見据えて、また、今回、旧林愛作邸を保存するために、本来、建築できるはずの床面積を担保させていくということで事業性を成立させていくということも目的としてございます。

そのような中で、同様の容積を残りの敷地で確保できるかということも、区としても検証をしたところ、二十五メートル程度ないと逆に厳しいという結論に至りまして、そのあたりも意見交換会の中でお示しをしながら説明してきたところでございます。

○岡川大記委員 ちょっと勉強不足なところはあるのですが、二十五メートルの高さ——そうか、この林愛作邸を残さなければ、十メートルの家が全部建つという予定で、住友不動産はまず購入されたのか、それとも、これを残せば、二十五メートルぐらいにはできる

だろうという想定で、何かしら、どっちを想定されて購入されたのかということが、ちょっと分かれば……。

○赤堀世田谷総合支所街づくり課長 当初の購入のところでは、住友不動産様のほうでも、この文化財の価値を意識しつつも、敷地内の移築とかも含めて検討していたということは聞いております。

そうすると、十メートルの残りのところでは現行制限で建てて、事業性を成立させるというところが確認できておりますが、区のほうからも現位置保存の重要性を要望して、事業者さんのほうでも、その重要性を再認識した結果、ある程度旧林愛作邸の周辺の土地も含めて残すというところでは、その分、ある程度の土地は現行制限で建てられない面積が発生するというところで、なかなか十メートルでは事業性が成立しないというところで今回の取組に至っているところでございます。

○岡川大記委員 建て替え保存の可能性もあるということで検討されているのであれば、そのあたりも区民の方々と検討すべきかなと。今見てみると、あまりよい意見がない感じがするので、やはりよいものがあるのであれば、その現地保存を確定して頑張るのではなく、建て替え保存とかも検討したらよいのかなと思いましたので、そちらを要望いたします。

○畠山晋一委員長 次に、㊦都市計画法に基づく準防火地域の指定について（祖師谷五・六丁目、上祖師谷三丁目）について、理事者の説明をお願いします。

○市川砧総合支所街づくり課長 それでは、都市計画法に基づく準防火地域の指定について（祖師谷五・六丁目、上祖師谷三丁目）について御説明申し上げます。

1 主旨です。祖師谷五・六丁目は、市街地の燃えにくさを示す不燃領域率が四〇%を下回っております。また、地震に関する総合危険度がランク四と三に該当しており、防災上の課題があります。

一方、上祖師谷三丁目は、都立祖師谷公園の空地を含むため、全体としては防災上の数値はよいものの、公園を除く市街地では、祖師谷地区と同様に防災上の課題が認められます。

このような状況を踏まえ、防火地域及び準防火地域が未指定となっている本地区に対し、地震時等における火災リスクを改善するため、準防火地域に指定するものでございます。

なお、これまで区では、原則、建蔽率五〇％以上の地区に準防火地域の指定を行ってまいりましたが、本地区は建蔽率が四〇％であるものの、防災性の課題を踏まえ、今回、新たに指定することといたします。

2、対象地区は、黒枠の祖師谷五・六丁目、上祖師谷三丁目の区域内のうち赤枠で囲われた区域となります。

二ページに移ります。3「準防火地域」の概要です。準防火地域は、市街地における火災の危険を防除することを目的に、建築物の耐火性能や防火構造を求めることで、火災の延焼を抑制する効果がございます。

表の左側、現状の準防火地域指定なしでは、最低限の防火規制しかなかったものが、準防火地域に指定された後には、表の右側のとおり、建て替え等の際に、階数、床面積に応じ、防火構造の建物とすることになります。

4 これまでの経緯です。令和四年に防災性の課題を示す調査結果が公表され、これを受け、令和七年七月に世田谷区地域整備方針（後期）にアクションエリアとして当該地区を位置づけ、まちづくりに優先的に取り組むこととしております。

6 説明会についてです。㊦から㊨に記載のとおり、準防火地域の指定に関する説明会を実施いたします。

三ページに移ります。7 今後のスケジュールです。八月に説明会を開催した後、都市計画審議会等の手続を経て、令和九年二月に当委員会で決定の報告、三月に準防火地域変更の告示に向けて取り組んでまいります。

説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 続いて、㊩令和七年度指定管理施設に係る事業報告について（都市整備常任委員会所管分）について、理事者の説明を願います。

○**一坪都市計画課長** それでは、令和七年度指定管理施設に係る事業報告について（都市整備常任委員会所管分）を報告いたします。

1 主旨です。区では、ガイドラインに基づき、毎年度、指定管理者から提出された事業報告を整理・評価し、公表しています。令和七年度分が提出されたため、報告いたします。

2 対象施設ですが、区営住宅や自転車等駐車場、レンタサイクルポート等の合計百二十四施設となっており、指定管理者及び指定期間は表のとおりでございます。

3 の報告内容は、業務実績や収支、所管課による評価などとなっております。

4 の公表方法は、記載のとおりでございます。

二ページを御覧ください。区営住宅等の事業報告になります。

1 の施設概要、指定管理者情報は、記載のとおりでございます。

2 の業務実績については、二ページから四ページにかけて、維持管理や保守点検、環境整備や巡回、緊急対応、入居者管理などの実績等を記載しているところでございます。

次の3の業務の収支については、記載のとおりでございます。

続いて、五ページを御覧いただけますでしょうか。4の事業等の実施状況でございます。主な内容を御紹介しますと、㉓の危機管理面では、防災・防犯対策ガイドの配布や広報紙発行により、災害への注意喚起を行っております。

また㉔、㉕のとおり、巡回や電話による見守りにより、入居者の高齢化に対応を図っております。

続いて、六ページを御覧ください。㉖駐車場空き区画を活用した予約制有料駐車場及びカーシェアリングを令和三年十月から開始し、順次拡大をしているところでございます。

六ページから七ページにかけて、管理業務における提案、改善の取組になります。

㉗、オンラインによる入居者募集を開始して、オンライン利用者は約四割近くとなっております。申込者からは高評価を得ている状況でございます。

入居者アンケートでは、植栽管理や入居者トラブルへの対応、修繕などの要望があり、適宜対応しているところでございます。

次に、八ページを御覧ください。6の事業実績の評価でございます。仕様書に基づく管理に加え、申込受付のオンライン化の開始や、区の共益費徴収による代行管理事業への協力などを評価して、九ページの表の③の総合評価になりますが、Sとしているところでございます。

次に、一〇ページ目を御覧ください。区立自転車等駐車場の事業報告になります。

1、概要及び業務実績については一〇ページから一一ページの記載のとおりで、主に駐車場の維持管理、利用料金の収受等を実施しているところでございます。

一一ページを御覧ください。利用状況、業務の収支ですが、利用状況については、一七

ページから一九ページの別紙１、利用一覧表、また、二〇ページの別紙２、自転車等駐車場の収支を併せて御覧いただけますでしょうか。

別紙１については、令和七年度はキャッシュレス決済の推進や安全対策の強化、利用実態に応じて駐車スペースの見直し等により、利用者サービスの向上に取り組みました。

また、駅から離れているなど利用率が伸びない一部施設もあるため、引き続き利用促進に努めてまいります。

ページとしては二〇ページになります。別紙２、自転車等駐車場の収支でございます。利用料金の見直しにより、収入は昨年度から約五千六百五十九万円増加しまして、六億六千百十五万円となっております。

一方、人件費や原材料費等の高騰により、支出も増加しておりまして、昨年度より五千八百五十万円増の六億三千三百九十六万円となり、区への納付額は約百九十一万円減の二千七百十九万一千七百六十八円でございます。

ページをお戻りいただいて、一四ページから一六ページの事業実績の評価を御覧いただけますでしょうか。区が実施した工事では、利用制限が発生するものでしたが、指定管理者の適切な誘導により、混乱なく完了いたしました。また、利用向上に向け、定期利用サービスの提案やキャッシュレス化、多様化する自転車の駐輪対策の実施などを評価して、総合評価をＡとしているところでございます。

次に、二一ページを御覧ください。区立レンタサイクルポートの事業報告になります。

１、概要及び２の業務実績については、二一ページから二三ページに記載のとおりでございます。

二三ページの利用状況、業務の収支でございます。二六ページの別紙１、利用率一覧と、二七ページの別紙２、レンタサイクルポートの収支を併せて御覧いただけますでしょうか。

別紙１の利用状況ですが、区立レンタサイクルポートは、令和七年十一月三十日で終了して、利用率は前年度と比べ、全体で一割近く減少したところでございます。

次に、飛びまして二七ページですが、レンタサイクルポートの収支でございます。利用率減少により、収入は昨年度から一千八百万円減の二千三百十万円、支出は一千八百八十二万円減の二千二百三十八万円となっており、区への納付額は七十二万三千六百九十三円でございます。

指定管理料は、記載のとおりでございます。

次に、事業実績の評価になりますが、二四ページから二五ページを御覧いただけますでしょうか。

システム障害によって一時的に貸出し、返却ができない状態となることがありましたが、システム復旧までの間、人力による対応を行うことで、大きな問題に発展することなく運営されました。

また、本事業の廃止に向けて、利用者への周知や問合せについてしっかり対応したことや、サービス終了後に返却された自転車の適切な管理及び業者への引渡しを円滑に実施いたしました。

さらに、機器撤去については、区及び撤去業者と連携し、円滑に本事業を廃止できたことを評価して、総合評価はAとしておるところでございます。

また、今後の対応については、本事業で培った運営経験を駐車場運営に生かすとともに、跡地活用については、区と協議の上、計画的に進めるよう記載しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**関口江利子委員** ありがとうございます。ちょっと教えてください。区営区立住宅のところ、団地のところ、管理のところですが、五ページに危機管理ということで書いてあって、周知啓発が主な業務になるのかなと思うのですが、これは実際に、例えば発災したときに、下水道管の点検のようなところは、分譲ではなく賃貸の場合は、住民ではなく管理者のほうで行っていくような話を伺ったので、ちょっとそのあたりが聞きたいことと、あとは、この六十三団地で、マンホールトイレがあるのかどうかの把握ができているのかを、もし分かれば教えてください。

○**青木住宅課長** まず最初の発災時の下水道等の確認ですが、指定管理者のほうで施設の管理を行っておりますので、地震とか風雨等の災害の被害状況にもよりますが、まずは指定管理者のほうで現地を確認して、適宜対応することになっております。

また、マンホールトイレですが、一部の区営住宅では設置しておりますが、ちょっと具体的な件数については、今持ち合わせていないのですが、把握はしております。

○**ひうち優子委員** 二三ページのレンタサイクルポートのがやリンの終了に伴う跡地活用のところですが、以前からいろいろ提案はしているところでありまして、⑥を見ると、三軒茶屋中央ポートと桜上水南ポートの時間貸しラック設置の提案を行ったとありますが、

このあたりは、どれぐらいまで跡地活用の話は進んでいるかを教えていただけますでしょうか。

○藤川交通安全自転車課長 跡地活用の進捗ですが、今年度には全てのポートで整備を終える予定としております。基本的には、既存の駐輪場という形で整備をするのですが、一部、委員からも以前からも御指摘があるように、シェアサイクルポートのほうにも一部を使っていくという方針で、今、鋭意進めているところでございます。

○ひうち優子委員 以前から、がやリンを使っていた方々への移行というところも考えて、早めに対応していただけるように要望いたします。

○若林りさ委員 右肩一ページですが、駐輪場の苦情八十一件の点ですが、事故ゼロ件はすごくよいことだと思うのですが、この接遇・サービスに関するものについての苦情が一番多くなっているのですが、具体的にどういう内容が多いのか教えてください。

○藤川交通安全自転車課長 そうですね、接遇のところに挙げているものは、やはり主に現場で従事されている会員の方の、少し言葉遣いがとか、ちょっと対応がとかいう声、そういうところがこの接遇のところに挙がっているものでございます。

○若林りさ委員 ぜひ今後ここを改善していただきたいと思うのですが、要望にはなりません。そういう内容が分かっているということです、今後その点を改善につなげていただくように、区からもお願いしていただけますでしょうか。お願いします。

○畠山晋一委員長 次に、すみどりの基本計画改定に向けた検討状況について、理事者の説明をお願いします。

○笠原みどり政策課長 それでは、みどりの基本計画改定に向けた検討状況について御報告申し上げます。

1の主旨です。現行の計画が令和九年度いっぱいの計画となっておりますので、令和十年四月の改定に向けて、昨年度より検討を進めてきております。

今般、これまでの資源調査の結果、また、施策の取組の実績や区民意識に関する状況等を踏まえて、現況の検証、また課題の整理を行ったため報告するものでございます。

2のこれまでの経緯です。昨年二月に本委員会において、改定着手の御報告をいたしました。その後、主に緑関係、みどりの保全・創出に関わる団体の方々を中心としたプレアンケートを行い、また、今年二月には現状の検証と課題の整理の中間報告を行ったところでございます。

現在、みどりに関する区民意識調査についても着手しております。

3のみどりの現状と課題でございます。こちらについては、右肩四ページ以降の別紙1で御案内したいと思います。

右肩四ページ、五ページをお開きいただければと思います。まず、みどり率は、二〇〇六年以降、二五％前後で横ばい状態にあるということがはっきりしております。二〇二一年のみどり率は二四・三八％、その十年前の二〇一一年は二四・六％、十四ヘクタールの減ですが、こちらは十年間の間は大体横ばい状態になっています。

①土地利用別みどり量の増減ですが、記載の右側、左側のグラフがございますが、公園や公共・公益施設、学校等での担保性のあるみどりの確保は進んでおりますが、一方で、やはり農地、またまとまったみどりを有する民有地での減少が拮抗して、横ばい状態が続いているかというところでございます。

右側の住宅用地が継続した敷地に限定して見ますと、五地域全てで、みどり量が増加している傾向がありました。

続いて、右肩の六ページをお開きください。こちらは地域ごとのみどり率の変化についても検証してございます。

地域別の傾向でいきますと、世田谷地域、北沢地域は、この十年間で、それぞれみどり率は上昇してございます。一方で、玉川地域、砧地域、烏山地域の三地域では減少傾向があり、全体としては、やや横ばい、ちょっと微減の状況が続いているというところです。

下の区民意識については、現行計画で、世田谷のみどりに対する満足度も指標として挙げてございますが、その中で「大変満足している」については一定の上昇が見られているところでございます。

右側については、先ほどのプレアンケートで区民の方々から、みどりの効果について特に関心のある項目を挙げていただいて、その中で記載のとおり、暑熱緩和や大気環境、また、景観や防災・生物多様性というキーワードをいただいております。

続いて右肩七ページ、また八ページに続いて、現行計画が五つの基本方針に基づいて様々な取組を展開しております。それぞれの基本方針ごとの現状、また課題、今後の方向性を整理してございます。

ちょっと一部だけ抜粋しますと、まず七ページの基本方針1、水循環を支えるみどりを保全するの現状ですが、特別緑地保全地区などの法制度に基づく活用は、着実に推進しております。

ただ一方で、先ほど御案内したとおり、農地、また、まとまったみどりの減少の傾向がございます。

続いて、基本方針２の、核となる魅力あるみどりを創出する。こちらの現状としては、公園緑地等の整備により、核となるみどりの蓄積が着実に進んでございます。

続いて、右肩八ページにお移りいただければと思います。基本方針３の街なかに多様なみどりをつくり、つなげるでございます。現状として、民有地、また公共施設、学校等で一定のみどりの創出が進展して、街なかのみどりを支える基盤となつてございます。

続いて基本方針４、また基本方針５は、併せて、区民の方々の協働、また、それを伝えていく取組となつてございます。その現状として、やはり管理協定、また花いっぱい協定などの区民との協働によるみどりづくり、こちらは着実に、活動団体、また活動場所も拡大してきてございます。

続いて、右肩九ページ以降は別紙２で、今御案内した現状分析、課題整理の基のデータを一通り記載してございます。ページ数が多いので、後ほど御覧いただければと思うのですが、数点、事前に御案内します。

右肩の一七ページを御覧ください。こちらは先ほど御案内した区全体のみどり率の推移でございます。こちらは下のグラフにございますように右肩下がりであったところが、近年、みどりの基本計画策定後のこの二十年程度については、二五％程度で上下している、横ばい状態が続いている状況が見てとれるかと思います。

続いて、ちょっと飛びます、右肩の五六ページを御覧ください。こちらは先ほど御案内した区民の方々による、みどりを守り育てる活動、まず上のほうが区民参加の花づくり、また、下がトラストボランティアの活動、こちらはそれぞれ二〇〇六年から二〇二五年にかけて、左から右、活動箇所、団体数、団体等が拡大してきている様子が御覧いただけるかと思います。

また、続く右肩五七ページも同様の内容で、世田谷落ち葉ひろいりレー、もともとは官民連携事業で区民と区で協働して行っていたものですが、現在は区民の方の自主的な取組となつております。こちらについても着手以来、左から右のように、活動箇所なども大きく広がってきております。

続いて、右肩六〇ページを御覧いただければと思います。先ほど、プレアンケートで区民からみどりの機能についての着目すべき点として挙げられたものの一つです。

左側が地表面温度、右側が緑被の分布です。左側の図で見ると、例えば砧公園や等々力

溪谷、また駒沢オリンピック公園や芦花公園周辺、水色や緑色の部分が分布しております。やはりこちらは、右側の緑被の分布とかなり一致している部分は大きいのかなと考えております。

また、続いて六ページは同様の系統の図ですが、こちらは十メートル以上の樹木について高木と位置づけて、その分布を落としたものでございます。こちらは当たり前の部分はありますが、緑被の部分や気温等との関連性が見てとれるかと思えます。

こちらでかがみ文、右肩二ページにお移りいただければと思います。㊦の課題です。先ほどの説明と重複する部分もございますが、御案内します。

まず一つ目のポチですが、現行のみどり率は横ばい状態である。この延長では、やはり二〇三二年度に三三％という達成目標は、実現は困難な状況にあると考えております。そのため、今回の計画改定に当たっては、その設定の在り方などの検討を進めていく必要があると考えております。

続いて二つ目のポチとしては、農地やまとまったみどりの細分化によって緑が減ってきているという現状がございますので、こちらの保全・創出の方策も考えていかないといけないと考えています。

また三つ目のポチですが、先ほどの暑熱緩和のキーワードもございましたが、量だけではなく、質の向上について、また、近年、老木化が進んでいる樹木への対応の仕組みの強化も求められてございます。

最後のポチですが、区民協働については、様々な活動団体、活動箇所が広がってはおりますが、やはり担い手の不足など、各団体での悩みも多数聞いております。持続可能な体制の構築が課題となっております。

こういう現状の分析、また課題を踏まえまして、4今後の検討の進め方でございます。この後御案内いたします、現在行っております区民意識調査、また、これから実施予定の区民参加のワークショップ、また、現在調査中のみどりの資源調査、また、環境審議会や本世田谷区議会における議論等を相互に連動させながら改定作業を進めていく予定でございます。

まず、㊦みどりに関する区民意識調査ですが、調査目的、また調査期間は記載のとおりで、調査対象としては、先ほどのプレアンケートとは別に、無作為抽出での人口比率に応じた五千人を対象としてございます。

また、㊥で書いてございますが、この意識調査では十五歳以上が対象ですので、十五歳

未満の次世代の視点を踏まえられますように、別途調査も予定してございます。

㊦区民参加ワークショップについては、区民意識調査でのある程度定量的な分析とは別に、やはり日々の立場での肌感覚で、みどりについてどういう課題をお持ちか、またどういう取組を期待されるかというものをワークショップの場で聞かせていただき、そちらを計画改定に生かしていこうというものです。

開催日時は記載のとおりで、八月、九月、十月それぞれ一回ずつのスケジュールで考えて、現在既に申込みを受付中でございます。

右肩三ページに移りますと、対象者としては公募で、できれば三回とも参加いただける二十五名の方を今公募中でございます。

最後に、今後のスケジュールです。本内容、この改定作業について、この後、環境審議会です。まず諮問を行って、また、環境審議会においては、その審議会の中に、より専門的な議論を深めるための検討部会を設定いただき、その中で専門的な深い議論をして、また環境審議会に戻すという取組で議論を深めていくという進め方を予定しております。

その後、区民参加のワークショップを行った上で、九月の本委員会において、先ほどの課題等を踏まえた改定に向けての方向性について改めてまとめて御報告させていただこうかと考えております。

以下記載のとおりで、来年二月には骨子案をまとめ、また、その際には、この夏に今行っておりますみどりの資源調査での、航空写真での、いわゆる緑被率、またみどり率というものの速報も恐らく上がっているかと思しますので、そちらについても併せて御案内できればと考えております。

その上で、最終的には令和十年三月の計画改定に向けて検討作業を進めてまいりたいと考えております。

御報告は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**たかじょう訓子委員** ありがとうございます。今の温暖化というか、ヒートアイランド現象で、各都市で熱中症で亡くなるというようなことが増えている中、本当にこの緑の役割は非常に重要だと思っています。

今、区が進めている、個人個人、区民一人一人が緑を増やしていこうという取組を応援するという形で、区がやっているということで、増えているということも、これは施策的にも有効な施策を区がやっているのだなということも、今回、報告でよく分かりました。

この間、私たちは樹冠被覆率について言ってきました、この間、東京でも非常に減っているという結果が、二〇一三年に九・二％だったものが、二〇二二年に七・三％に減っているということもあって、緑被率に表れるのかもしれないのですが、特に高木についての対策をぜひ位置づけていただきたいと思います。

この辺とかは、今後調査もしたり、意識調査もするしということですが、その辺がちゃんと分かるような調査をしていただきたいと思います。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。確かに高木の維持については、先ほども一部御案内しましたが、やはり生活環境の向上、単純に木陰だけではなく、そこからクーリングスポットとして、またその冷気の流れ出し、周辺環境も向上させるという大変貴重な存在だと思っております。

一方で、やはり近年、様々話になっております老木化によって、高木をどう維持していくか、どう更新していくかという視点は大変大切だと考えております。

ですので、例えば先ほど樹冠被覆率というお言葉もいただきました。今後、計画の進捗管理、またそれぞれの個別の取組の進捗管理において、様々な指標も別途考えていく必要があるかと思っておりますが、その高木の推定の本数や、緑被率から樹冠被覆率を推定して、そちらもコントロールしていきなり、そういう考え方はあるかと思っております。

ただ一方で、先ほど来の効果、また、それを持続させるための取組として、どういうものまで踏み込んでいけるか。保存樹木や街路樹、また、区の公園の樹木、そういうものに視点を当てて、今後の作業になりますが、骨子から素案をつくっていく段階で、しっかり組み込んでまいりたいと思います。

○たかじょう訓子委員 これは要望ですが、本当にヨーロッパ、ニューヨークでもそうですし、三〇％を目指すと言っていますから、積極的にやっていただきたいと。樹冠被覆率が上がることによって、ヒートアイランド現象で熱中症患者が減って、死亡者も減るという研究もヨーロッパでは出されていますので、そういう関係でも、ぜひ積極的な計画策定に向けて頑張っていただきたいということを申し述べておきます。

○中塚さちよ委員 御報告ありがとうございます。調査結果も大変興味深く拝見しました。うちの会派でも質問で、緑の質のこととかに触れて、やはり緑というのが国内でも、各地域のまちづくりに非常によい効果を上げているというような取組のこととかも話していたかと思うのですが、これを見ると、区でも、やはり住宅地の緑が、本当に施策の効果

で増えているということで、ある意味、世田谷区の土地とかの価値が上がって、高くなっているというのか、都心の上がり具合に比べると、そこまでではないけれども、やはり世田谷ぐらいみたいな、都心部とは違う緑の魅力とかを評価して、わざわざ世田谷に引っ越してきたり、家を買われる方も多くいらっしゃると思いますので、そうしたまちの魅力を高めることに緑が非常に役に立っているのかなということを拝見しています。

一方で、たかじょう副委員長からもありましたとおり、これまで、みどり ㊦ はとても分かりやすかったので、区民の皆さんが、数字の目標があると、それに向かって頑張ろうということで、様々協力してくださってきていた方たちがいたわけですから、今度やはり、ちょっとこれが厳しいとなったときに、何か分かりやすいというのか、緑の質でもよいと思いますし、いろいろな考えがあると思うのですが、では、次はその目標に向かって、またここで、心折れずに続けていこうと思えるようなことを何か考えていらっしゃるかどうかをお聞きしたいですね。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。お話しのとおり、みどり ㊦ という取組が、先ほど御案内した緑被率、みどり率の変化のグラフと重ね合わせましても、やはり区民の方々、そのみどり ㊦ という言葉を知らない方もいらっしゃいますが、そちらに、おうちでも、また近所でも、そういう緑に関して活動に関わっていただいたり、また木を一本植えていただいたり、それを守り育てていただいたり、そういう活動を通じて、本当に住宅地、住宅における緑が少しずつ充実してきているのかなと考えております。

また一方で、やはりみどり ㊦ の基になっておりますのは、緑被率三〇%という、もともと国が大綱として示していた数字がございます。あの三〇%の緑被率を超えると、市街地の生活環境が飛躍的に向上しますよという数字がありまして、世田谷区ではそちらを受けて、強制力はなかったのですが、独自にみどり ㊦ というものを目標にしていきました。

一方で、国のほうが令和六年に、改めて正式に都市緑地法の上位方針として、緑の基本方針の中で、同じ言葉ですが、市街地における緑被率三〇%を正式に法定で定めております。

ですので、世田谷区としても、緑被率三〇%というのは、そこに多摩川、野川という水面を加えたり、公園の木に覆われていない部分を加えたりしたものがみどり率ですので、その三〇%に対する三三%という数値は、ある程度現実的なものだとは思っております。

ただ、先ほど来申し上げましたとおり、あと六年、六年後の二〇三二年度に三三%とい

う状況、かなり厳しい、難しいという状況はございますので、そちらの示し方については、今後しっかり考えた上で、できれば、九月の改定の方向性のときには、改めてこういう考え方を持っているということを議会の皆様とも共有させていただければと考えております。

○中塚さちよ委員　そうですね、この調査を見て本当に感じたことは、住宅地はそういう施策の効果が表れたり、または公園とかそういうものも加えてみどり率ということにしたり、行政も努力していると思うのですが、私は今般、農業委員をさせていただいて、やはり農地が、もう本当に御高齢の方々が苦勞してやっぺらっぺら、これはやはり減っていくということに対する、なかなか難しさがあるし、ここはやはり土地、その農地の農業者の方以外の人は、なかなかどうすることもできないと言うとあれですが、なかなか減っていくことに対して難しさがあると思うので、これも全部ひっくるめて目標数値としてしまうと、何か手のつけようのない部分が多く減っていつてしまっている現状があると思いますので、そこも含めて、何か現実的に参加できて、達成可能な目標を区民の方に示していけるとよいのかなということと、その農地のほうは農地のほうでしっかりと取組も必要だと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○山口ひろひさ委員　ちょっと細かいところで申し訳ないのですが、五ページで二〇〇六年以降は二五％前後で横ばいとなっていて、その増えた、減ったというところで、民有地八ヘクタール、農地十九ヘクタール、これはよく分かるのですが、道路が五ヘクタール減っていると。そして、ここにその理由を書いているのですが、街路樹の廃止はなく、道路沿いの樹木の消失や樹冠面積の縮小による緑被の縮小と推察されるとなっているのですが、片や今度二九％を目指すところに関しては、道路では二十ヘクタール緑を増やすとなっているのですが、ちょっとこの辺のイメージがよく分からないんですが。

○笠原みどり政策課長　右肩五ページの道路の減少については、記載のとおり本当に推察レベルでございます。こちらの調査そのものが、例えば現地における測量作業で、宅地別に、また道路の区域内を測量したものと違いまして、上空から撮影したものが道路にかかっている部分、そうですね、上空から座標に変換して、道路にかかっていると推察される部分の緑の増減を確認している関係で、どうしても民有地から公共の空間への日影として捉えますと、差しかけていただいていた樹木が減ってきたり、あるいは実際にそちらがなくなってしまったということが影響しているのではないかと考えております。

実際に道路における緑を増やしていこうという考え方は、新たに例えば高規格道路を整

備する際の植栽樹や街路樹や、また今ある街路樹を、なるべく木陰ができるように、先ほどの樹冠の話もありますが、大きく育てていこう、そういうもので新たに生み出していこうという考え方で出してきたものですので、ちょっとそちらについては、この表現が分かりにくかったと思います。説明が不足しまして申し訳ありませんでした。

○山口ひろひさ委員 上空から見たということで、例えばそのタイミングが悪くてね、剪定したばかりのときだと減ってしまって、剪定していなくて本当に茂っているときであれば、この率が上がるということになるわけですね。

○笠原みどり政策課長 お話しのとおりでございます。こういう道路へのはみ出しの部分もありますし、公園については、公園全体をみどり率としてカウントするという仕組みがございますが、例えば民有地の緑については、本当に植木屋さんが入った直後で、きれいにさっぱりしましたというときや、あるいは毎年毎年の気象状況で、本当に暑い日々が続いて木に元気がなかったとか、あるいは寒い夏であったとか、そういう樹木の伸び加減も、やはりどうしても自然相手の調査ですので、影響が出てきてしまいます。

そのため、先ほどの現況分析においても、五年、十年というやや長めのスパンで眺めたときに、どういう傾向があるか、そういう分析をして御報告したところでございます。

○岡川大記委員 アンケートではかるということは、私は賛成なのですが、三三%というのはよいかなと思うのですが、ちょっとそのアンケートの内容が、読んだところ、あまり見えてこなかったのが、どんなアンケートなのかを伺いたいのですが、例えばみどりに関する区民満足度はどうですかみたいなことになるのか、ばっくりとしたものになるのか、どんな感じなのかだけ伺えますか。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。ちょっとすみません、アンケートの一つ一つの項目については御案内できなくて申し訳ないのですが、今お話しいただいた、こちらは、現行計画の一つの指標である区民満足度をはかるものでもございますので、世田谷の緑についてのお考えをお聞かせください、大変満足している、満足している、普通、またマイナス面、そういうところを含めて、また、この五千人が、ある程度地域ごとに、人口比率に基づいて分布で集められるような、そういう考え方も持っていますので、各お住まいの地域、お近くにおいてどんな緑を課題と思っているか、どんなところがよいと思っているか、そういうものをいただくという内容になってございます。

○岡川大記委員 六ページに、みどりの機能で、プレアンケートで四つの区民の関心が高いというものが出ているので、このあたりをはかるようなものにすれば、区民の満足度が

大きくはかれるのではないかと思ったので、もしそのあたりに意見があれば伺えればと思います。

○笠原みどり政策課長 すみません、内容について、こちらの全ての項目を入れていたかどうか、今手元にないのですが、基本的には緑に期待する機能、効果についても、アンケート項目としては入れております。

○下山芳男委員 たしか三、四日か四、五日前の新聞に、いわゆる空き地や空き家を活用しないと、税制などで行政が税金をかけるような、川崎だったかどこかで出ていたと思うのですが、例えば世田谷区内でも、本当に小さい空き地でも、空き家などでも、要するに活用するというのが、建物を建てるということだけが活用ではないと思って、やはり緑を増やすとか、また震災時とか災害時に有効な使い方ができるような、ポケットパークのようなものを設置した場合は、固定資産税を標準どおりかけるのではなくて、言ってみれば、国税ではあるけれども、世田谷区としてそういう有効な利用に限っては、税制を補助するとか、そういう何か新しい世田谷区の、本当に魅力の第一に緑というものを積極的に増やしていくような、そういう施策が、私はこれからは必要だと思うのです。そういうことであれば、この民有地の緑化も、あまり減らないで、できればプラスのほうに転じていくような政策をやってもらいたいと思うのですが、いかがですかね。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。確かに民有地で、今住んでいらっしやらない、あるいは活用されていないような敷地、特に昔のお屋敷の跡とか、そういうものについては、そちらがまた売却されて、先ほどお話しした減少する一つの要因にもなっております。

一方、区では、そういう土地、規模条件等はございますが、一定の規模であれば、例えば市民緑地制度を用いて、公益財団法人世田谷トラストまちづくりと契約の上、そちらに多くの方に入っていただきながら、その緑を残していく、また、一定の条件の下、税制面の優遇もある、そういう取組もございます。

また、例えば地域に身近な広場として、区がお借りして、一定期間そちらを、例えば子どもたち、また皆様が御利用いただく空間として、昔で言う子どもの広場、身近な広場として活用しているという場合では、お話しの固定資産税、都市計画税等の減免等、そちらもインセンティブとして、貸していただいて、活用していくという取組もしております。

ですので、そういう延長も含めて、もっと小規模な空き地、空き家とかの緑の空間、お庭とか、そういうものを残していく方策等も、今後の検討課題だとは考えておりますの

で、改定作業の中で考えてまいります。

○**下山芳男委員** あと、そういう小さいポケットのようなところを、地域の住民の方たちが、どのようにすれば維持できるかとか、そういうこともぜひ考えてもらいたいと。

あともう一つ、ちょっと後ろ向きのあれですが、道路の、例えばイチョウとかの落ち葉が、例えば二四六などは、イチョウが非常に大きく育って、物すごい量の落ち葉が落ちるわけです。

それを、言ってみれば近隣の方が掃除をしているわけだけれども、よくこれは何とかならないのかなというようなことで、うちの前にイチョウがあるばかりに、その大量の落ち葉を毎朝、その季節は限定される季節ではあるのですが、何かそういう対応ができるような対策はないですかね。

○**笠原みどり政策課長** ありがとうございます。街路樹等、こちらは街路樹も含めて、保存樹木とか公園の樹木とか、様々落ち葉対応は、近隣の方々に御負担になっているケースもございます。

取組としましては、基本的には公園、また道路、そういう公共空間の落ち葉は、それぞれの管理者が対応する前提ですが、一部で、例えば先ほど御案内した落ち葉ひろいりレーのように、既に地域の町会とかも含めて活動されているようなところ、そこに他の地域からも、では、一緒にやりましょうかということで協力してやっているケースがあったり、一部の路線によっては、その地域の方々、また、町会・自治会の方々、また、それに行政も加わって、定期的と一緒に清掃活動をしましょうという取組をしている、そういうところをより拡大していきながら、やはり樹木の維持管理、落ち葉の対応も含めて、こちらは行政も、当然地域にお住まいの方々も全て対応すべき、本当に今悩んでいる課題ですので、こちらについても、次期計画の中で、現行計画でもありますが、より対応できるように、記載内容等を詰めていきたいと考えております。

○**関口江利子委員** ありがとうございます。やはりみどり率の減少のところの農地がすごく気になります。一応二十三区で二番目に農地が多い世田谷区でもありますし、減っていくのを少しでも食い止めるような施策ができないかと思うのです。

例えば今、区で、ちょっと名前を忘れてしまったのですが、援農のボランティアのような育成もされていたかと思うのですが、その方たちも、結局その研修を受けて、農家さんのところに援農に入るのですが、その農家さんも、御自宅の畑なので、顔の見える関係ができないと、なかなか気軽にお願いしますというようなこともできないと。

なので、せっかくその援農の研修を受けて、ボランティアになったのに、なかなか農家さんのところに行けないようなお話も伺ったりします。農地を守るということは、一つのきっかけとしては、生産緑地の期間が終わったタイミングということもあると思うのですが、そこで宅地化、売るのではなくて、もう一度農地として活用していただくようなこと、跡継ぎ問題などもありますが、やはり市民の参加も入れながら、できるだけ長く農地として続けていただくような施策を、いろいろやっていращゃると思うのですが、新しくもう一度改正するに当たって、見直しするに当たって、何かお考えがあれば教えていただけますか。

○笠原みどり政策課長 ありがとうございます。先ほども農のみどり、農地の保全について御意見をいただきました。

例えば生産緑地、農地については、今、世田谷区で持っている方針がございます。もともとは農地保全方針という方針、これを昨年度末に改正して、農のみどり保全活用方針と改めています。

その中で、今、委員のおっしゃった、そもそもはその農地を農地として、ずっと営農していただくというための農業政策的な部分、そちらについてもしっかりと書き込みを強めていることと併せて、また、それが本当にどうしても営農が難しくなってしまったときに、セーフティーネット的にそちらを、例えばこれまで区としても取得してきている農業公園のような形で、そちらをお譲りいただいて、地域の方々とともに、農的な風景、また、そういうものを、農地としての価値の将来に引き継いでいく、そういう取組はしてございます。

ですので、今回の改定においても、その方針の改定が先行しておりますが、そちらを取り込んだ中で、やはり区全体として、農のみどりの大切さは改めて訴えた上で、こちらの取組をきちんと記載していくとともに、また、今、生産緑地についても、現行、特定生産緑地に移行してございますが、恐らく令和十三年、十四年あたりから、その更新時期が参ります。そちらについては、領域の生産緑地の担当と、また都市農業を担当する部署と連携の上、少しでも多くの農地が、引き続き特定生産緑地として残っていただけるような、そういうお声がけレベルになるかもしれませんが、考え方で進めてまいりたいと思っております。

○関口江利子委員 ありがとうございます。そうですね、生産緑地の更新時期というのを今、私、ごめんなさい、初めて具体的に時期をお伺いしたので、ちょっとお声がけ以上

に働きかけができるかと非常によいなと思います。

もう一つ、公園のところですが、例えば、つい最近だと、三茶のふれあい広場などが人工芝に変わっていたりするのですが、あれは草地で十分なのではないかと思うのですが、あれも多分航空から見ると緑色なので、みどり率に含まれてしまうのだらうと思うのですが、あれは草地では駄目なのでしょうか。

○笠原みどり政策課長 三軒茶屋のふれあい広場については、大変申し訳ありません、こちらは区民施設ですので、私ども都市整備領域の管理ではございませんし、屋根がかかっているのも空からは見えないということと、人工芝は、仮に空から見て緑色でも、緑被率には含まれませんので、こちらは対象外となります。

○関口江利子委員 分かりました。ありがとうございます。では、ちょっと別の所管、担当ということでお伺いしたいと思います。

あと、アンケートのほうですが、山口委員からもありましたが、結局、アンケートを取って、緑は大事だね、緑がたくさんあるほうがいいよねということは、多分どの区民の皆様も反対するところではないと思うのですが、その維持管理をどこが、誰がやっていくのかというところは非常に大事だと思うのですね。

その維持管理の部分に、どれだけの区民の方が関わっていただけるか、関わる気があるのかも含めて、区民の意識調査をしていただくと、より実効性があるというか、持続可能な緑の計画になっていくのかなと思いますので、そのあたりもお願いしたいと思います。要望します。

○佐藤ひろと委員 この件については、現状はよく分かりました。やはり都市農地の件については減少傾向であるということも了解しております。

ただ、どうしてもいろいろな諸事情があって、この営農が三十年で、なぜか羽村市とかあきる野市は二十年、特定となると十年ということになるのですが、この営農できるかどうかということが一つのポイントで、細かなポケットパークとか、様々なものをつくることも必要ですが、結局、私がいつも言っていることは、お金がかかること、維持管理費がかかること、そこを管理する人がかかること、お金がかかるのですね。

そう考えれば、やはり都市農地をどうやって保全していくかということで、私も前から言っていますが、国の税制、相続税の納税猶予制度がネックになっているのですが、営農していくためにどういう方法があるかということで、様々法律も変わってきて、今は農地の貸借もオーケーになっています。

この貸借もなかなか難しい面もあるのですが、一番効果的だと思うものは、やはり体験農園を広めていくということが一番よいと思うのですが、これまでずうっと進んでいた体験農園が、ここのところあまり新たにオープンしている感じがありません。

そして、民間の事業者がやっている体験農園もあったりするんですね。これもまたまたグレーなところではあるのですが、区が関与する体験農園を一つの営農の条件として、今のところ国は認めてくれているので、ここをどう活用できるかは、都市農地の保全方針も含めて、まるっきり区が買うということだけではなくて、そこを区が関与して、体験農園として、営農されている方が指導しながら、皆さんが様々な農産物を生産していくと。そういうところがもう少し増えていってもよいのではないかと思いますのですが、この辺の見通しについてはいかがでしょうか。

○笠原みどり政策課長　ありがとうございます。いわゆる区民農園事業については経済産業部所管ですので、明確にお答えすることはできませんが、お話しのとおり、先ほど御案内しました農のみどり保全活用方針においても、やはり農地の一番は営農を続けていただくことで、農業政策としてそちらを引き続きサポートしていくということが大前提でございます。

私どものいわゆる農地保全重点地区に基づく農業公園は、本当のセーフティーネットで、都市計画については、あらかじめかけるケースも多いですが、ただ、それでもそのまま農地として、また営農を代々続けていただく、それが最善と考えております。

ただ、それでも、どうしてもというケース、そこが本当に完全に失われてしまうことを防ぐという意味で、我々は農業公園として、最終的にそちらを取得するという立てつけで考えておりますので、引き続き農業所管とも情報共有、連携しながら進めてまいります。

○佐藤ひろと委員　ありがとうございます。農福連携事業も含めて、そういう農業に従事していただく方が増えていくこと、従事していただければ、農産物が増えると。単に自分たちが食べる分だけではなくて、それがちゃんと収入になるような、私たちはいつも言っていますが、道の駅をつくって、そこでちゃんと販売ができるようになっていくような循環ができるようになってこないと、農地は営農していく意義が薄れてきますので、そこも含めて、よく所管と連携していただいた上で、この計画策定をしていただきたいということ要望いたします。

○畠山晋一委員長　次に、㊦踏切対策基本方針の改定について（東京都）について、理

事者の説明をお願いします。

○倉地交通政策課長 ◎踏切対策基本方針の改定について御報告いたします。

1の主旨です。東京都は、平成十六年に策定した踏切対策基本方針に基づき、踏切対策を推進してきました。同方針の策定から約二十年が経過する中、人中心のまちづくりの進展や技術革新などの時代の変化を踏まえ、このたび、東京都より踏切対策基本方針の改定について情報提供を受けたので、報告いたします。

2、改定までの経緯です。平成十六年に踏切対策基本方針を策定後、令和六年十一月から令和八年三月まで、都は踏切対策の推進に関する検討会を実施しました。

令和七年九月に、踏切対策基本方針（改定）の中間のまとめを公表し、先月二十六日に踏切対策基本方針（改定）を策定いたしました。

3、改定の内容についてです。交通渋滞の解消に加え、新たにウォークブルの観点なども含め、都内千四十か所の踏切のうち三百八十二か所の重点踏切を抽出し、安全対策を重点的に実施または検討すると定めております。

また、都市強靱化の視点を強化し、緊急輸送道路や広域防災拠点へのアクセスルートと交差する箇所などを含む十五区間が鉄道立体化の検討対象区間として抽出されました。

別紙1、右上一三ページを御覧ください。都内の踏切の状況です。基本方針策定の平成十六年六月から令和八年の三月まで約二十年で、踏切の数が千二百か所から千四十か所に減りました。

右肩六ページを御覧ください。鉄道立体化の可能性を検討すべき区間は、地下化や高架化など鉄道立体化の可能性を検討していくべき区間で、事業性が高いと判断される区間において取組を実施するとしております。

平成十六年の踏切対策基本方針では、鉄道立体化の検討対象区間は二十区間あり、世田谷区内は、京王線と東急大井町線・東横線、二区間が抽出されておりました。この二十年の間で京王線が事業中区間になり、東急東横線・大井町線は未着手として残っております。

今回の改定に向けては、まちづくり、ユニバーサルデザイン、都市強靱化、高齢化や防災意識の高まりなども踏まえて、新たな視点で踏切対策の方針が改定されました。

改定の主な内容ですが、千四十か所の踏切のうちから重点的に対策を実施・検討すべき重点踏切を三百八十二か所、さらにその中から十五区間が、鉄道立体化の検討対象区間、それから、鉄道立体化以外の対策の検討区間を百三十か所抽出しております。

鉄道立体化の検討対象区間については、前回の踏切対策基本方針の対象区間のうち、未着手の九区間と新規の六区間で、十五区間となっております。

右肩七五ページを御覧ください。十五区間の一区間として、十三番目に東急大井町線・東横線が抽出されております。区間については、前回の平成十六年同様、緑が丘から等々力駅付近、都立大学から田園調布付近の東急大井町線・東横線の二線で一つの検討対象区間となっております。

右肩八八ページを御覧ください。区間十三、東急大井町線・東横線ですが、重点踏切の二十二か所を含む二十五か所の踏切が鉄道立体化の検討対象区間に存在しております。

検討対象区間に隣接する等々力駅から上野毛区間の三か所の踏切については、鉄道立体化以外の対策の検討対象区間として位置づけがあります。

右上九二ページを御覧ください。鉄道立体化以外の対策の検討対象区間の対策の一つとして、以下の記載があります。

将来まちづくりの進展や周辺環境の変化が生じた場合などには、対策の一つとして鉄道立体化を検討することもあり得る。

鉄道立体化の検討対象区間や準備中区間と隣接する区間については、まちづくりの進展や周辺環境の変化等も踏まえ、それらの区間を併せて検討することが望ましいと記載があります。

このことを踏まえ、区は、等々力駅から上野毛駅間にある三つの踏切を含めて、東急大井町線・東横線の全ての踏切解消を目指して取り組んでまいります。

説明は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** 続いて、㊤東急大井町線九品仏駅前踏切の安全対策について、理事者の説明をお願いします。

○**倉地交通政策課長** 東急大井町線九品仏駅前踏切の安全対策について御報告いたします。

1 主旨です。東急大井町線九品仏駅は、改札口が鉄道上下線の踏切に挟まれた構造となっており、列車至近において、通勤通学はもちろん、夕方のお買物の時間など、特に滞留が生じております。

三ページ右上の写真を御覧ください。こちらは現地の写真ですが、雨の日はもちろん、最近では日傘を差す方が増えており、列車との接触のリスクがあります。通学児童も含めた地元住民の安全確保が重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、区は、区民からの要望と東急電鉄からの依頼を受け、東急電鉄と連携し、踏切の安全向上に資する改善策の検討を進めてきました。このたび、安全対策方針を取りまとめたので御報告いたします。

2 位置です。東京大井町線の九品仏駅は、尾山台駅と自由が丘駅の間にあり、課題である自由が丘六号踏切は、駅の東側直近にあります。駅周辺には、九品仏小学校、田園調布雙葉小、玉川聖学院中、八幡中などがあり、利用者が多く、通学路に指定されている駅付近の南北の道路は、図の緑色で示している駅東側の対象となる自由が丘六号踏切だけとなっております、通勤通学の時間帯は踏切周辺がかなり混雑しております。

3 のこれまでの経緯です。昨年の九月に東急電鉄から、九品仏駅前踏切安全対策に関する協力依頼があり、東急電鉄と協力して取り組んでおります。九月から地元説明を開始しており、説明にはビラを配布し、戸別訪問で説明をしております。

また、説明範囲や安全対策については、交通管理者である玉川警察とも協議を重ねております。

昨年十月に九品仏自治会、九品仏商店会、また大井町線街づくり連絡会から安全対策に対する要望書を受領しております。

昨年度末三月に、東急電鉄と安全対策に関する覚書を締結しております。

右上二ページ、4 の九品仏駅周辺の安全対策方針です。今回は、駅周辺の滞留の解消及び利用者の安全確保を目的としています。

対策の概要ですが、四ページを御覧ください。上側が現状の図です。下段が改良案の図です。対策の概要ですが、滞留空間を拡充するため、ホームを尾山台方向、この図で言う左側に十三メートル移動します。これにより、改札から道路踏切までの滞留空間が二十四平米から六十平米に拡充します。

ホームが十三メートル延伸することによって、もともと九品仏駅は尾山台側の最後の一両がホームからはみ出してしまっていてドアが開かない、ドア非扱い車両と言うのですが、ドアの非扱い車両がもともと一両発生していました。今回、十三メートル移設することで、ドアが開かない非扱い車両が二両分になることが想定されます。

このため、もともとの非扱い車両の一両分を含めて全てのドアが開くように、ホームを

三十七メートル尾山台側に延長いたします。

㊦の対策実施に伴う周辺施設の整備についてです。五ページを御覧ください。ホームの延伸に伴い、駅西側の九品仏一号踏切を閉鎖いたします。

踏切が閉鎖されると、道路が行き止まりになってしまうので、その対策として、一号踏切の前後の道路を一方通行から相互通行にします。

九品仏一号踏切の迂回のため、さらにその西側にある九品仏二号踏切にある道路も、現在の一方通行から相互通行にいたします。これにより、地域内の交通の利便性を確保いたします。

通行の規制については、玉川警察とも協議しております。

六ページを御覧ください。今説明した九品仏二号踏切についてです。今回の安全対策に伴い、東急電鉄が、今の踏切の中については、通れる部分が五・一八メートルなのですが、一メートル広げて六・一八メートル、オレンジ色の着色部分を拡幅して改良予定です。これにより、相互通行になっても歩行者が安全に通行することが可能となります。

二ページにお戻りください。㊦の役割分担ですが、本事業に係る費用は、基本的には東急電鉄が負担いたします。ただ、区も規制を変えたりする交通安全対策として、看板やカラー舗装、カーブミラーなどの安全対策を必要に応じて実施する予定です。

最後に5の今後のスケジュールです。今後、東急電鉄とともに警視庁へ交通規制の変更要望を提出し、今年度三月に、九品仏二号踏切の改良と九品仏一号踏切の閉鎖の予定です。

令和十一年度にはホームが完了し、ドアの非扱い車両がなくなる予定です。令和十二年度には全ての工事が完了する予定になっております。

報告は以上です。

○**畠山晋一委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**山口ひろひさ委員** ついに非扱いの車両がなくなるということで、非常によかったなと思うのですが、その反面、慌てて次の車両の移動する方も見れなくなるのかなというのは、ちょっと寂しさはあります。

ホームが今度延びるわけですが、その延びることによって、駒八の踏切は九品仏三号になるのかな、例えばそういうところの閉鎖時間だとか、そういうものに影響が出るという可能性はないのですか。

どういうシステムになっているか分からないけれども、車両が近づくわけですね。本

当に大井町線は駅と駅、踏切と踏切の間が狭いので、例えば駒八の踏切の閉鎖時間がそれによって、多少また長くなってしまうというようなことが起きる可能性があるのかどうか。もし現時点で分かるのでしたら教えてください。

○倉地交通政策課長 駒八通りの踏切については、影響がゼロとは言えないと思います。今、電車が近づくと踏切が反応して閉まるというシステムになっているので、ホームが十三メートルずれた分、多少変わる部分はあると思いますが、ちょっとごめんなさい、現状では把握できていませんが、十三メートルという距離が全体に比べて小さいということと、上り線、下り線両方影響があって変わるので、例えばですが、短くなる時間帯もあれば、逆に長くなる時間帯もあるのではないかなと想像しております。ちょっとあやふやな回答で申し訳ありませんが、以上です。

○堂下道路・交通計画部長 ホームが延長することによって、私どもとしては今現状、新たなホームに人が並ぶことになりますので、そこから住宅街へ視線が合うのではないかという懸念の指摘がございます。その点については、東急電鉄に対して、しっかりと目隠しなり何なり、視線が行かないようなホームの改良等については指摘しているところでございます。

今、踏切の遮断時間の件ですが、今回、踏切がなくなるところが、実は大井町線の中で一番踏切が閉まっているところになりますので、その改善をすることと、それに伴う影響については、改めて東急電鉄のほうに確認させていただければと思います。

○畠山晋一委員長 次に、㊦その他ですが、ほかに報告事項はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○畠山晋一委員長 以上で報告事項の聴取を終わります。

○畠山晋一委員長 次に、2 協議事項に入ります。

まず、㊦参考人の出席要請について協議いたします。

外郭団体の経営状況等の報告については、それぞれの団体を所管する委員会で報告を受けることとし、開催については各委員会で判断することが議会運営委員会において確認をされております。

当委員会が所管する公益財団法人世田谷トラストまちづくり及び多摩川緑地広場管理公社の二団体について、経営状況等を聴取するため、九月の当委員会に参考人として招致し

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** それでは、そのように決定いたします。

日程などについては、団体及び理事者と調整の上、次回の委員会で協議しますので、御承知おきください。

○**畠山晋一委員長** 次に、㊟次回委員会の開催についてですが、次回委員会は、年間予定である七月二十九日水曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** それでは、次回委員会は七月二十九日水曜日午前十時から開催することに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

○**畠山晋一委員長** そのほか何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**畠山晋一委員長** それでは、以上で本日の都市整備常任委員会を散会いたします。

午前十一時二十五分散会
